

## 違 反 食 品 の 発 見 に つ い て

～規制値を超える麻痺性貝毒が検出された「<sup>いきほたて</sup>活帆立」について～

横浜市中心卸売市場本場食品衛生検査所が、平成 25 年 9 月 4 日に抜き取り検査した宮城県産「活帆立」から、本日、麻痺性貝毒が 5.30 マウスユニット/g（規制値：4 マウスユニット/g）検出されました。

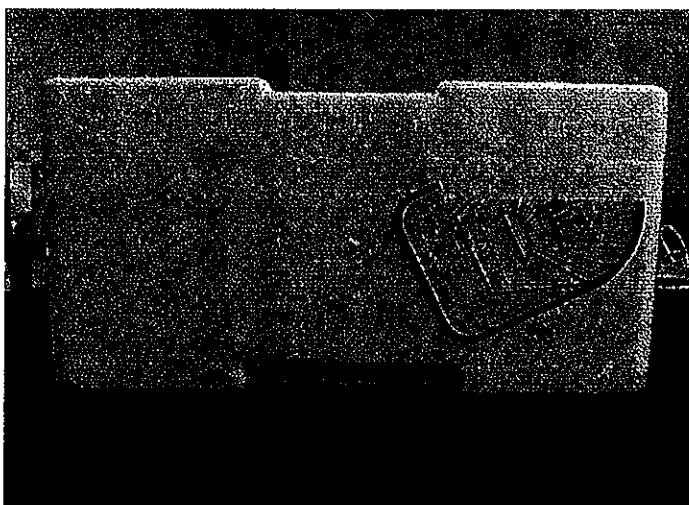
調査の結果、すでに販売されていることが判明しましたので、食品衛生法第 6 条第 2 号違反として、販売者に当該食品の回収を命じました。

|    |         |                                                      |
|----|---------|------------------------------------------------------|
| 1  | 品 名     | 活帆立                                                  |
| 2  | 包装形態等   | 発泡スチロール箱入り                                           |
| 3  | 採 捕 海 域 | 宮城県気仙沼湾                                              |
| 4  | 採捕年月日   | 13.09.03                                             |
| 5  | 製造年月日   | 13.09.03                                             |
| 6  | 出 荷 者   | 所在地：宮城県気仙沼市本吉町登米沢 162 - 1<br>名 称：株式会社港産業             |
| 7  | 販 売 者   | 所在地：横浜市神奈川区山内町 1 - 1<br>名 称：横浜丸魚株式会社<br>業 種：魚介類せり売営業 |
| 8  | 入 荷 日   | 9 月 4 日                                              |
| 9  | 検 査 結 果 | 5.30 マウスユニット/g（規制値：4 マウスユニット/g）                      |
| 10 | 違 反 内 容 | 食品衛生法第 6 条第 2 号                                      |
| 11 | 入 荷 量   | 94 枚（12 枚入×2 箱、15 枚入×2 箱、20 枚入×2 箱）                  |
| 12 | 販 売 量   | 79 枚 全量販売済（15 枚入 1 箱は検査に使用）                          |
| 13 | 販 売 先   | 市内 2 か所、市外 1 か所について確認中                               |
| 14 | 措 置     | ・販売者に対し回収を命じました。<br>・出荷者を所管する宮城県へ調査依頼しました。           |
| 15 | そ の 他   | 現在、当該食品による健康被害の届出はありません。                             |

### 参考

- ・麻痺性貝毒について  
二枚貝等が、麻痺性貝毒をもつ藻類を餌にしたことで毒化します。
- ・麻痺性貝毒による中毒について  
主な症状は、食後 5～30 分でしびれが口唇周辺から始まり、四肢末端に広がります。重症の場合には呼吸麻痺により死亡することがあります。  
なお、致死量は 3,000～5,000 マウスユニットと言われています。
- ・1 マウスユニットとは  
体重 20g のマウスが 15 分で死亡する毒量。

【当該食品画像】



お問い合わせ先

横浜市保健所食品衛生課長 泉 俊明 Tel 045-671-2435 、 2459